

令和6年1月19日

## 一般職員の懲戒処分について

川崎町教育委員会は地方公務員法に基づき、関係職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 事案の概要

令和5年12月13日、教育委員会社会教育課窓口にて執り行う貸館業務において、納入された施設使用料の不適切な取扱い・保管によって令和4・5年度分の施設使用料の所在が不明である事が発覚した。

本事案は施設使用料の支払いがあった場合、本来であれば川崎町の財務規則に基づいて速やかに入金処理を行わなければならないのであるが、入金事務を怠り不適切な公金管理の結果、使用料の紛失を発生させる要因をつくったものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づいて教育委員会部局の関係職員に対して、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 2. 被処分者及び処分内容

所 属	職名	年齢	処分の内容
社会教育課	課長	50代	減給（1/10、1ヶ月）
〃	係長	50代	減給（1/10、1ヶ月）
〃	主事	30代	停職1ヶ月

#### 3. 発令年月日

令和6年1月19日

「町民のみなさまの信頼を裏切り、信用を失墜させる行為で、誠に申し訳ございません。改めて心から深くお詫び申し上げます。今後は、再発防止のために、職員には規律と法令順守を徹底するとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。」

川崎町教育委員会